

令和4年度 採用
社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団
職員募集要項

相談支援専門員（正規）

随時

1 事業団概要

当事業団は、尼崎市が設置した社会福祉施設を管理運営し、市と一体となって社会福祉事業の進展と市民福祉の向上を図ることを目的とする法人です。事業団が運営している施設は次のとおりです。

- (1) 母子生活支援施設 「サン野菊尼崎」
- (2) 身体障害者福祉センター 「尼崎市立身体障害者福祉センター」
- (3) 児童養護施設 「尼崎市尼崎学園」
- (4) 医療型児童発達支援センター 「尼崎市立たじかの園」
- (5) 養護老人ホーム 「長安寮」
- (6) 身体障害者デイサービスセンター 「尼崎市立身体障害者デイサービスセンター」
- (7) 福祉型児童発達支援センター 「尼崎市立あこや学園」

2 募集内容

(1) 勤務先

採用後、障害者の相談支援事業担当として、「尼崎市立たじかの園」に勤務していただく予定です。また、その後において配置換え等により採用時と異なる勤務先となる場合があります。

(2) 募集職種及び人員等

相談支援専門員 1名

正規職員（7.75H×5日勤務）※ 定年は60歳

受験資格	<p>昭和38年4月2日以降出生の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none">① 障害者相談支援専門員の資格を有する者② 障害児・者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、福祉事務所等において相談支援業務及び準ずる業務に従事し、通算5年以上の経験を有する者③ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設及び医療機関等の直接支援業務に従事し、通算10年以上の経験を有する者④ 社会福祉主事任用資格、保育士、児童指導員任用資格者等の資格を有する者で、上記の②、③の施設等で直接支援業務に通算5年以上従事している者 <p>※ なお、詳しい受験資格については、直接お問合せください。 平成24年厚生労働省令告示第225～7号の「相談支援専門員の要件となる実務経験について」に詳しく記載されています。</p>
------	--

3 試験等

(1) 試験内容

作文及び面接

※ 後日、内定者のみ採用前健康診断を受診していただきます。

(2) 日時等

ア 日程：随時（申し込み後、お知らせします）

イ 場所：尼崎市教育・障害福祉センター2階

（尼崎市三反田町1丁目1番1号 06-6423-2831）

(3) 受験申し込み時に必要なもの

ア 受験申込書

※ 受験票及び、受験に際しての連絡事項を下記メールアドレスから送信させていただきます。

メールアドレスをお間違えの無いようご記入ください。迷惑メールの対策等で、ドメイン指定を行っている場合は、受信できるように設定をお願いいたします。

イ 資格証明書の写し

ウ 返信用封筒（長型3号）1通（84円切手を貼付し、受験者の宛名明記のこと）

※ 合否通知をお送りします。

4 結果発表及び採用時期

採用試験後、概ね2週間後、郵送により通知します。

内定後、採用前健康診断の結果をもって、決定します。

5 給与等

給与月額	194,500円～235,800円（採用時の上限です。その後昇給あり。） ※ 民間経験等の年数をもとに決定します。
賞与	年2回支給〔令和3年度実績：6月（2.225月分） 12月（2.225月分）〕 ※ 採用当初は 期間率を乗じた額
各種手当	通勤手当、資格手当（相談支援専門員）、住居手当（上限 27,000円）、扶養手当
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険
勤務日・勤務時間	月～金曜日 8：30～17：15
年間休日	120日
休暇等	年次有給休暇を年間20日支給（4月1日採用の場合） その他、「夏季休暇」、「子の看護休暇」、「介護休暇」等あり 産前産後休暇、育児休業（子が3歳となる日まで取得可能）

6 お問い合わせ及び受験申込先

社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団 本部事務局

〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号

尼崎市教育・障害福祉センター2階

電話（06）6423-2831 FAX（06）6423-0004

メール amashaji@hcc^{イテ}l.bai.ne.jp

（受付時間）月曜日から金曜日（祝日除く） 8時45分～17時30分

担当：西崎（にしぎき）・大柿（おおがき）